

口内地区

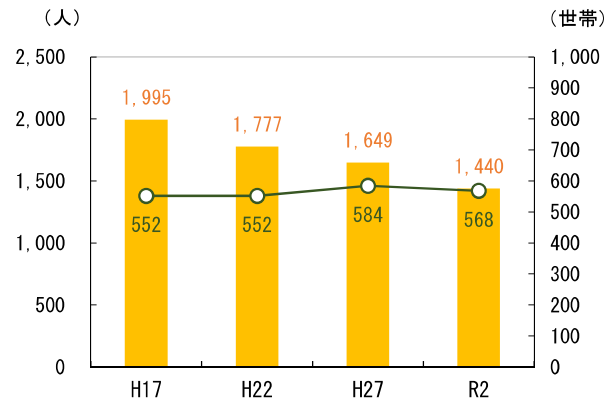
9 口内地区

1. 地区の概況

■位置



■人口および世帯数の推移（住民基本台帳）



1. 地域の概況

- ・ 本地域は、北上市の東部に位置する約 31 平方キロメートルの地域です。
- ・ 周辺を丘陵地に覆われた盆地状の農村地帯で、地域内を北上川の支流である口内川が南流するなど、田園と自然環境が共存する豊かな里山景観が残る地域となっています。
- ・ 町のシンボルである愛宕山や歴史的財産として藩境の要塞地「浮牛城」があります。
- ・ 東西に国道 107 号、南北に国道 456 号が整備され、交通の要衝となっています。

2. 人口

- ・ 本地域の令和 2 年 3 月末住民基本台帳に基づく人口は 1,440 人であり、北上市の約 1.6% を占めています。平成 27 年 3 月末の人口は 1,649 人であり、人口減少が見られます。
- ・ 本地域の年代別の人口割合では 15 歳未満 5.7%、15 歳以上 64 歳以下 46.7%、65 歳以上 47.6% となっており、少子高齢化が進行しています。

3. 生活

- ・ 農村地帯ですが専業農家は少なく、工場等へ就業する兼業農家が主体となっています。
- ・ 購買・通勤・通院等を行う日常生活の移動先としては黒沢尻地区を挙げる住民が 71.6% おり、他地区と比べても高い割合となっています。（市民アンケートより）
- ・ 地区と中心市街地を結ぶコミュニティバスが運行されており、住民の生活を支えています。
- ・ 人口減少や高齢化が進行している現状から、「過疎地有償運送」、「福祉有償運送」が導入され、NPO 法人くちないによる運行が行われています。

4. 土地利用

- ・ 地域の多くが森林に覆われ、山林・里山が広がっています。
- ・ 国道 456 号周辺に口内小学校や地区交流センター等の主要な施設が集積しています。
- ・ 山間にある平坦部には農地が広がり、集落が点在しています。

2. 地区の将来像

住みやすく楽しい口内～若者が定住するまちへ～

- 手入れされた自然豊かな農村風景やそこでつくられるおいしい米やりんごなどの農産物
- 浮牛城をはじめとした地域の歴史や郷土芸能や方言などの文化
- 高齢者や困っている人に地域で声をかけあえる思いやりと支え合いの仕組み
- 誰もが口内町で自分らしい楽しみ方をみつけられる豊かなライフスタイル

3. 地区の重点目標

- ・ 子供たちの生きる力を育み、その成長と一緒に喜ぶことができる
- ・ 高齢者等の生活支援の充実
- ・ この地域で暮らしてよかったと思える地域づくり
- ・ 若い人達が活躍できる環境づくり

4. 地区の分野別方針

● 口内地区に関する分野別方針

【土地利用】

- ・ 地区全体が都市計画区域内となることにより、地区内の健全で合理的な土地利用を推進していきます。
- ・ 田園保全地区、里山保全地区の地区別土地利用方針に基づいた都市計画の決定・変更を行い、無秩序な開発抑制を検討します。
- ・ 田園保全地区の自然や農地等を保全するとともに、地域拠点への拠点機能の誘導を図るため、特定用途制限地域の指定を検討します。

【開発行為】

- ・ 開発許可基準条例などの制定による開発行為のコントロール強化により、農地や自然環境の保全を図ります。

【景観】

- ・ 景観法の景観形成基準の見直しによる建物の建築基準強化などにより、既存集落と調和した景観を維持していきます。

■地区内の土地利用方針

地区全体の土地利用方針は、全体構想の土地利用方針に基づいて検討することとし、地区内の詳細の土地利用方針については以下の通りとします。

○住居系土地利用

- ・ 周辺の里山景観との調和に配慮した居住環境の形成を図ります。

○商業系土地利用

- ・ 地域拠点では、医療・防災機能、日常生活用品店等の生活機能、住民との交流機能のある施設を拠点内へ誘導できる土地利用を推進します。
- ・ 口内らしい里山景観の影響を抑制するため、景観への影響が大きい建築物等の建設や土地開発の抑制を検討します。

○農業・里山系土地利用

- ・ 地域拠点では、農産物加工施設の充実を図るための施設を誘導する土地利用を推進します。
- ・ 農村環境の保全と農地の適正管理を図ります。
- ・ 里山の景観が色濃く残る地域であり、農村との調和を図る景観を大切に保全します。
- ・ 木材需要の拡大と森林の保全に対応する除間伐を進め、里山の整備に努めます。

■拠点形成の方針

- ・ 拠点形成を促進するため、口内地区交流センター周辺を中心に生活拠点機能や公共交通、教育・文化・交流機能の維持を図ります。
- ・ 子どもから高齢者までが健康で生活できる環境づくりを図ります。
- ・ 定住者確保のため、拠点を中心に空き家の活用を図ります。

■道路・交通の方針

○道路ネットワークの形成

- ・ 主要幹線道路の維持・活用により、広域的な連携や中心市街地との交流促進を図ります。

○道路整備の方針

- ・ 安心して利用できる安全な道路網の形成を検討します。

○公共交通ネットワークの形成

- ・ 拠点間を結ぶ使いやすい公共交通体系の構築に向けて検討していきます。
- ・ コミュニティバスと交通空白地有償輸送との連携を図ります。
- ・ 高齢化により車の運転等が困難になる人、移動手段に困っている人のための交通手段の確保に向けて支援します。

■都市環境形成の方針

○緑のまちづくり方針

- ・ 誇るべき豊かな自然資源を保全するため、適正な管理により特徴的な里山景観の活用や荒廃した里山の再生を図ります。
- ・ 市民の憩いやふれあいの場を維持するため、浮牛城農村公園等の適正な維持管理の推進に努めます。

○都市景観形成の方針

- ・ 地域の歴史的財産である「浮牛城」の活用方策を検討し、環境整備の推進を支援します。
- ・ 里山、歴史的財産及び神社・仏閣、名所・名跡等の地域資源の有効活用を図るため、それらを結ぶネットワークの形成(散策道整備等)を検討します。
- ・ 星空・水辺・山・田畑などの自然を生かした学習の場や地域の交流の場の創出を支援します。
- ・ きたかみ景観資産である「ホタルの里 十石」、「岩場から北上平野を望む阿古耶谷」、「あじさい寺 金峰山萬蔵寺」、「里山の学びと憩いの森 愛宕山」、「伊達藩最北の要害浮牛城址公園」、「口内の長寿シンボル亀岩」、「楽しさを自給する里山空間 口内秘密基地」の有効活用に向けた取り組みを支援します。

○防災まちづくりの方針

- ・ 安心して暮らせる地域を実現するため、地域防災力向上の取り組みを支援します。
- ・ 災害発生時における地域の対応力向上を推進するため、災害時に第1次避難所となる口内地区交流センターの機能維持を図ります。第2次避難所(口内小学校(地震))は、防災備蓄品の配備を推進します。

- ・ 土砂災害危険エリアに該当する地域は、土地利用の状況を勘案し、森林や農地としての保全を中心とした安全なまちづくりを検討します。

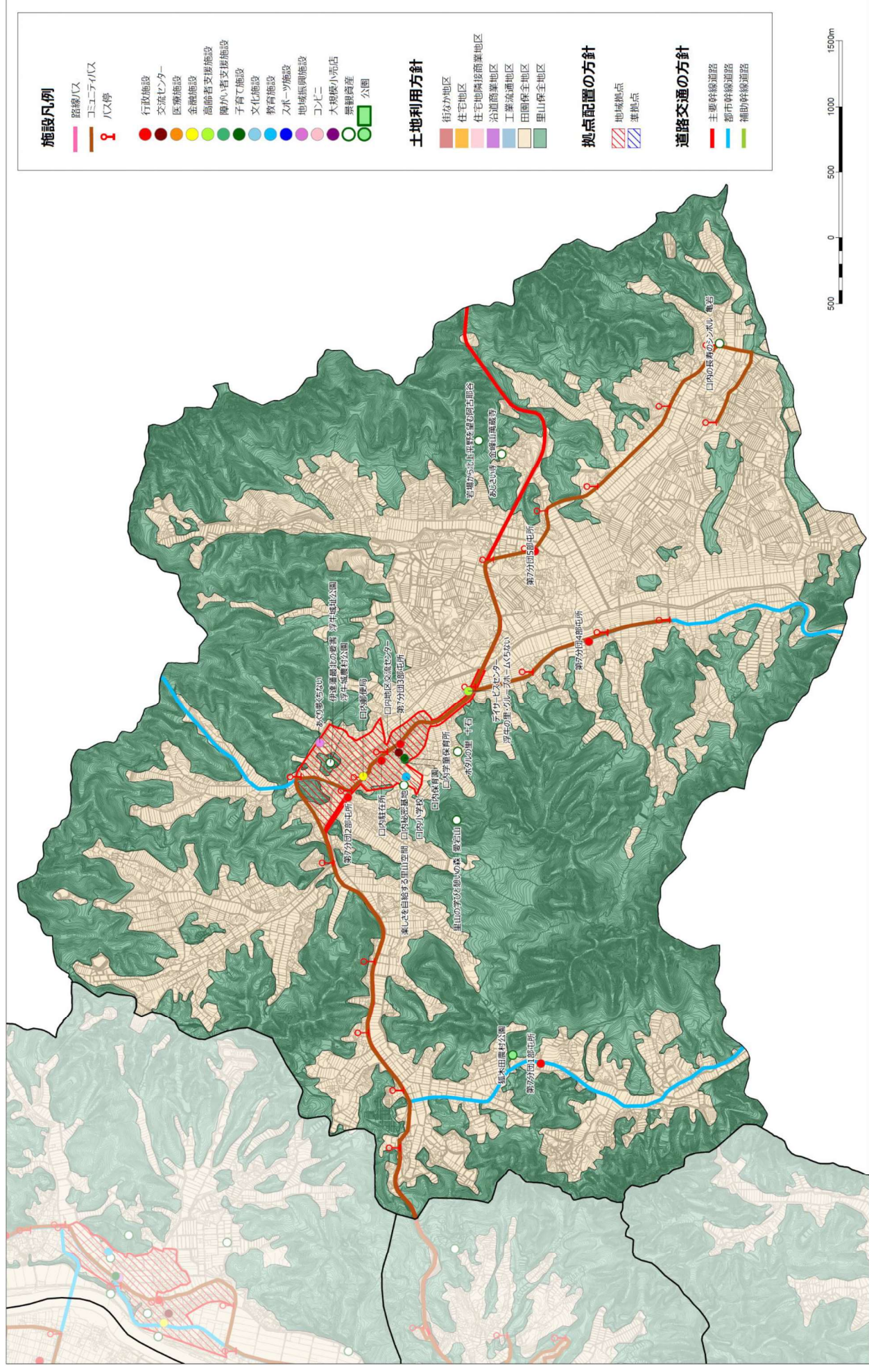
○排水処理施設の整備方針

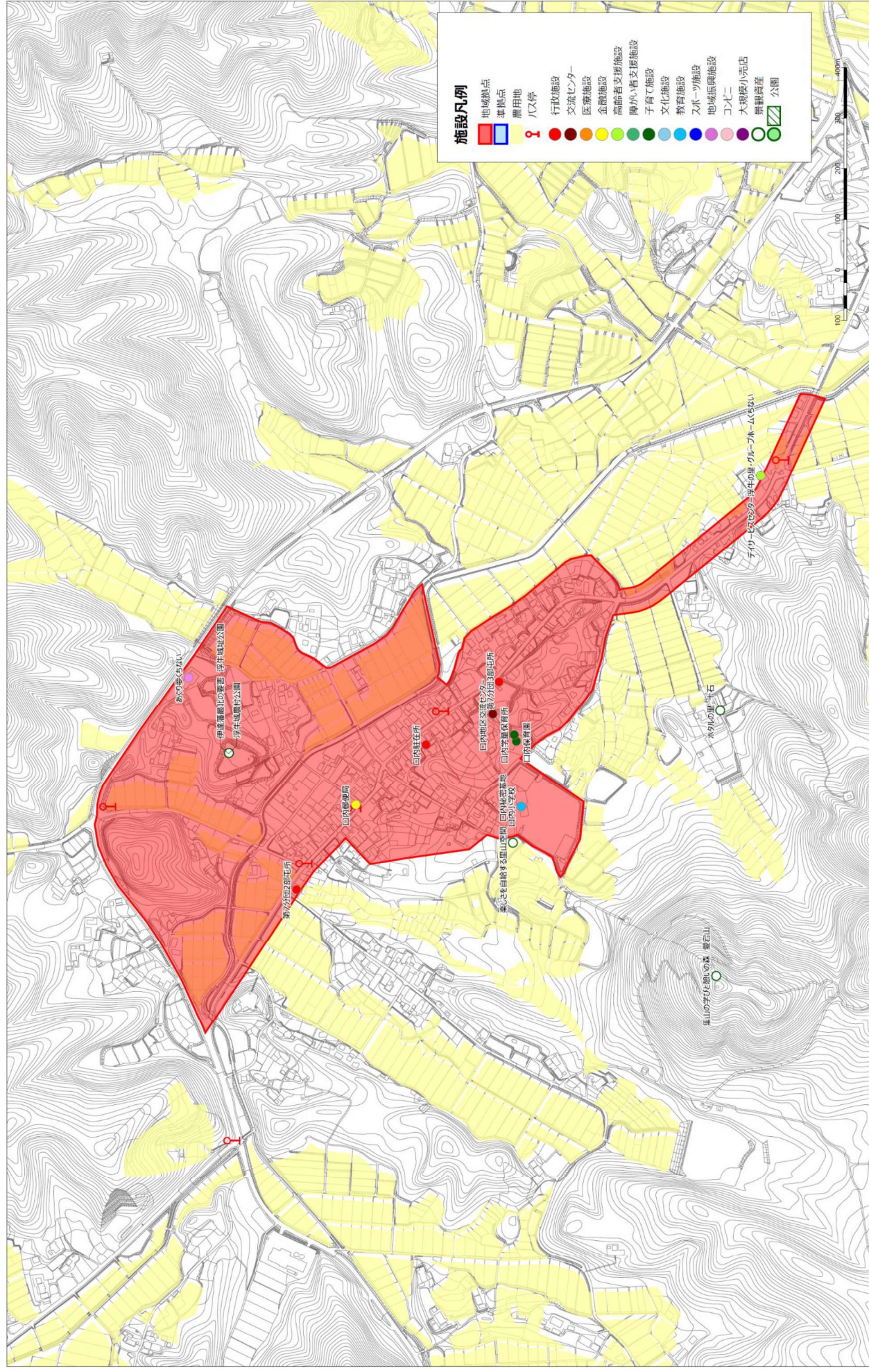
- ・ 農業集落排水事業区域外の生活排水処理施設対策として、合併浄化槽の設置を促進していきます。

○快適な環境形成の方針

- ・ 空き家となることを防ぐため、住民に対し、空き家が周囲に与える悪影響の周知や相続等に関する知識習得に向けての啓発に努めます。
- ・ 危険な空き家の撤去について、所有者への指導・助言を行うほか、比較的程度が良い空き家の有効活用を促すなど、安全で快適な住環境の保全に努めます。

○地区の方針図（全体図）



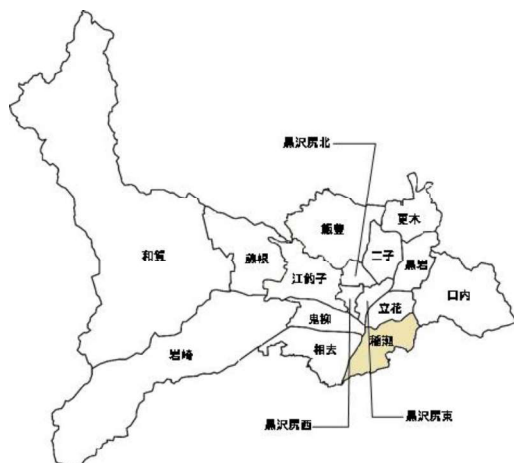


稲瀬地区

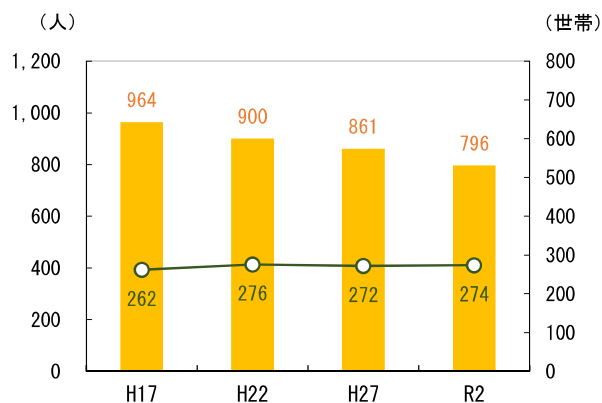
10 稲瀬地区

1. 地区の概況

■位置



■人口および世帯数の推移（住民基本台帳）



1. 地域の概況

- ・ 本地域は、北上市の南東部に位置する約 13 平方キロメートルの地域です。
- ・ 北上駅・北上金ヶ崎 IC 入口から約 10 分ほどの純農村環境にあり、西を北上川に、南を奥州市に接する風光明媚な農村の原風景を醸しています。
- ・ 地区内には名勝展勝地を始めとした数多くの名所や国見山廃寺跡、樺山遺跡、聖（ひじり）塚等の国や県指定の遺跡があり、近隣に住む市民の憩いの場として親しまれています。
- ・ 地域のまつり行事として、樺山歴史の広場における「樺山まつり」、北上みちのく芸能まつりで使用されるたいまつ火となる国見山梵灯の会による「護摩法要」や上門岡地区の「鞍懸神社まつり」などがあります。伝統芸能としては、門岡念仏剣舞が保存会により若者に伝承され、みちのく芸能まつりの護摩法要時に奉納しています。

2. 人口

- ・ 本地域の令和 2 年 3 月末住民基本台帳に基づく人口は 796 人であり、北上市の約 0.9%を占めています。平成 27 年 3 月末の人口は 861 人であり、人口減少が見られます。

- ・ 本地域の年代別の人口割合では 15 歳未満 8.9%、15 歳以上 64 歳以下 51.0%、65 歳以上 40.1%となっており、少子高齢化が進行しています。

3. 生活

- ・ 購買・通勤・通院等を行う日常生活の移動先としては黒沢尻地区の他、市外(金ヶ崎町、奥州市等)や相去地区を挙げる住民が多くなっています。（市民アンケートより）
- ・ 地区内をコミュニティバスが走行していますが、生活交通を支える乗合タクシーも運行しています。

4. 土地利用

- ・ 地域面積の多くが森林や農地に覆われ、山林・里山が広がっています。
- ・ 北上川沿いの平坦地に都市施設や住居が集積しています。
- ・ 水田を中心とした農業経営が進められている半面、休耕田を利用した大豆作付けや朝採りとうもろこしの産地化などの新たな農業政策に沿った農業が行われています。
- ・ コンビニの進出等で交通や生活形態の変化がみられます。

2. 地区の将来像

『悠久の歴史・景観、実りの大地 笑顔あふれるやすらぎの郷 稲瀬』

- 国見山・男山・樺山から見た美しい眺望
- ホタルが飛び交い、食の豊かさを与えてくれる農村景観
- 国見山廃寺跡、樺山遺跡を中心とした歴史資産とその文化を後世に伝える郷土芸能
- ほがらかで安心の地域コミュニティ

3. 地区の重点目標

- ・ 何歳になっても稲瀬で豊かに暮らせる、つながりがあるまちづくりを進めます。
- ・ 将来の担い手が地域で生き生き活躍できるような体制や風土づくりを進めます。
- ・ 豊かな自然環境や文化を未来へ継承していきます。

4. 地区の分野別方針

●稲瀬地区に関する分野別方針

【土地利用】

- ・ 田園保全地区、里山保全地区の地区別土地利用方針に基づいた都市計画の決定・変更を行い、無秩序な開発を抑制していきます。
- ・ 田園保全地区の自然や農地等を保全するとともに、地域拠点への拠点機能の誘導を図るため、特定用途制限地域の指定を検討します。

【開発行為】

- ・ 開発許可基準条例などの制定による開発行為のコントロール強化により、農地や自然環境の保全を図ります。

【景観】

- ・ 景観法の景観形成基準の見直しによる建物の建築基準強化などにより、既存集落と調和した景観を維持していきます。

■地区内の土地利用方針

地区全体の土地利用方針は、全体構想の土地利用方針に基づいて検討することとし、地区内の詳細の土地利用方針については以下の通りとします。

○住居系土地利用

- ・ 周辺の里山景観との調和に配慮した居住環境の形成を図ります。

○商業系土地利用

- ・ 地域拠点では、医療・防災機能、日常生活用品店等の生活機能、住民の交流機能などを持つ施設を誘導できる土地利用を推進します。
- ・ 里山景観を守るため、景観への影響が大きい建築物等の建設抑制を検討します。

○農業・里山系土地利用

- ・ 里山の保全等により、自然と調和した農村景観づくりを推進します。
- ・ 展勝地周辺のまとまった樹林地や貴重な自然環境等の保全を図ります。

■拠点形成の方針

- ・ 拠点形成を促進するため、稲瀬地区交流センター周辺を中心に生活拠点機能や公共交通、教育・文化・交流機能の維持を図ります。
- ・ 定住者確保のため、拠点を中心に空き家の活用を図ります。

■道路・交通の方針

○道路ネットワークの形成

- ・ 主要幹線道路の維持・活用により、広域的な連携や中心市街地との交流促進を図ります。

○道路整備の方針

- ・ 生活利便性の向上を図るため、整備が遅れている生活道路の整備に努めます。

○公共交通ネットワークの形成

- ・ コミュニティバス路線について、拠点間を結ぶ公共交通体系の構築に向けて検討していきます。
- ・ 交通弱者の交通手段を確保するため、地区内外への住民輸送システムの構築を支援します。

■都市環境形成の方針

○緑のまちづくり方針

- ・ 親水環境の改善や水生生態系の保全に向けた田合田川や地域の小河川の環境整備を検討します。
- ・ 市民の憩いやふれあいの場である公園の適正な維持管理を図ります。

○都市景観形成の方針

- ・ 地区の歴史遺産の有効活用を図るため、国見山廃寺跡の周辺環境の整備を支援します。
- ・ 地区の歴史遺産の有効活用を図るため、国見山から続く一連の遺跡ウォーキングロードの整備を支援します。
- ・ きたかみ景観資産である「展勝地を一望する男山山頂」、「極楽寺文化を今に伝える国見山」、「悠久の眺め 樺山歴史の広場」、「燃えたつ彼岸花につつまれる如意輪寺」、「国宝『一遍上人聖絵』に描かれた下門岡ひじり塚」の有効活用に向けた取り組みを支援します。

○防災まちづくりの方針

- ・ 災害発生時における地域の対応力向上を推進するため、災害時に第1次避難所となる稲瀬地区交流センター(地震)、孝輝殿(風水害)の機能維持を図ります。第2次避難所(照岡小学校(地震)、くにみ保育園、上台会館(風水害)、安楽寺(風水害))は、防災備蓄品の配備を推進します。
- ・ 北上川沿いの洪水浸水危険エリアに該当する地域は、土地利用の状況を勘案しながら住民の安全に配慮した安全なまちづくりを検討します。
- ・ 災害に備えた自主防災組織の構築や救護救援体制の確立、防火施設・避難場所の点検や地域内への防災用具の常備等による防災活動の促進を図ります。

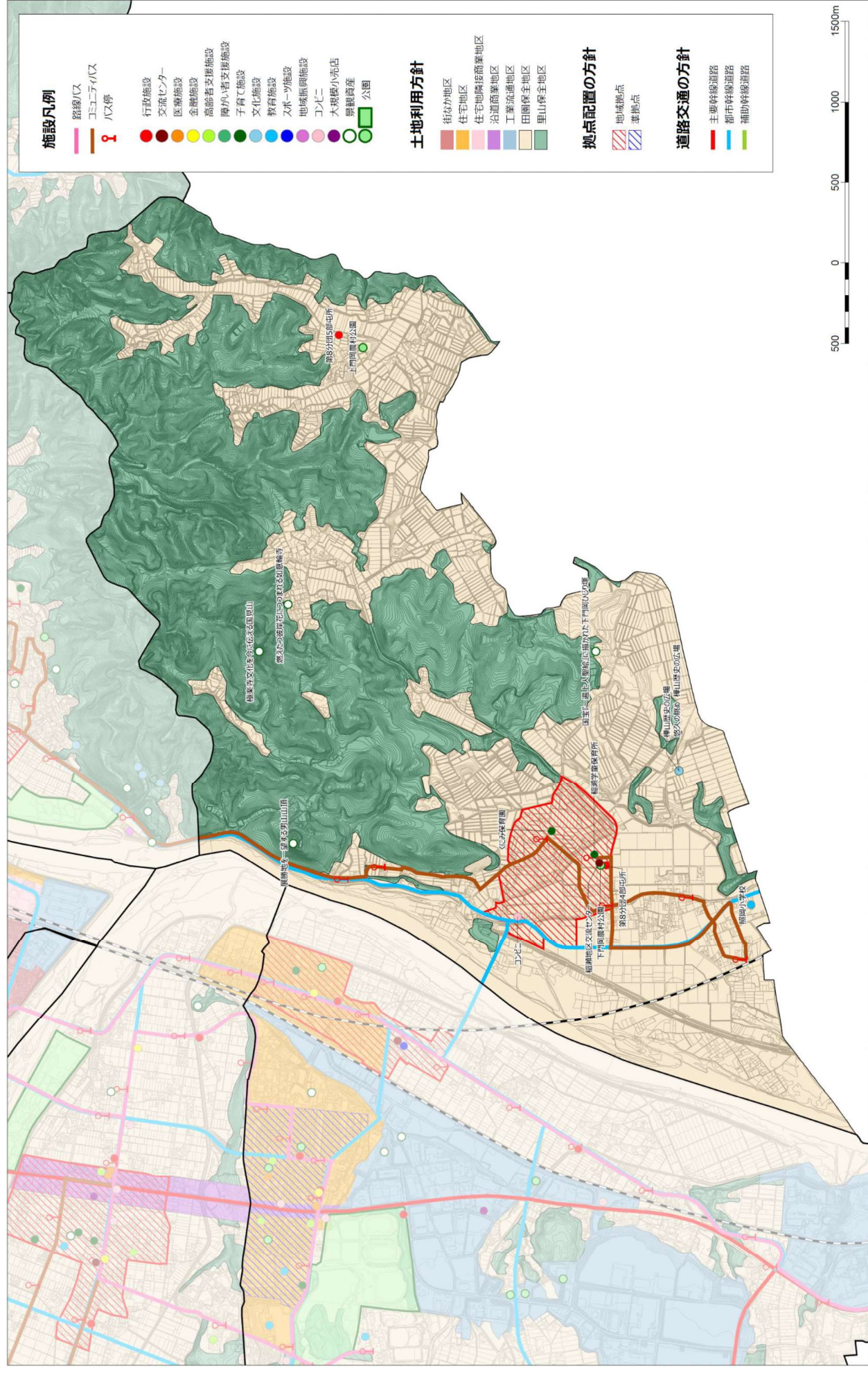
○排水処理施設の整備方針

- ・ 農業集落排水施設整備区域以外の生活環境の改善を図るため、合併処理浄化槽の設置を促進していきます。

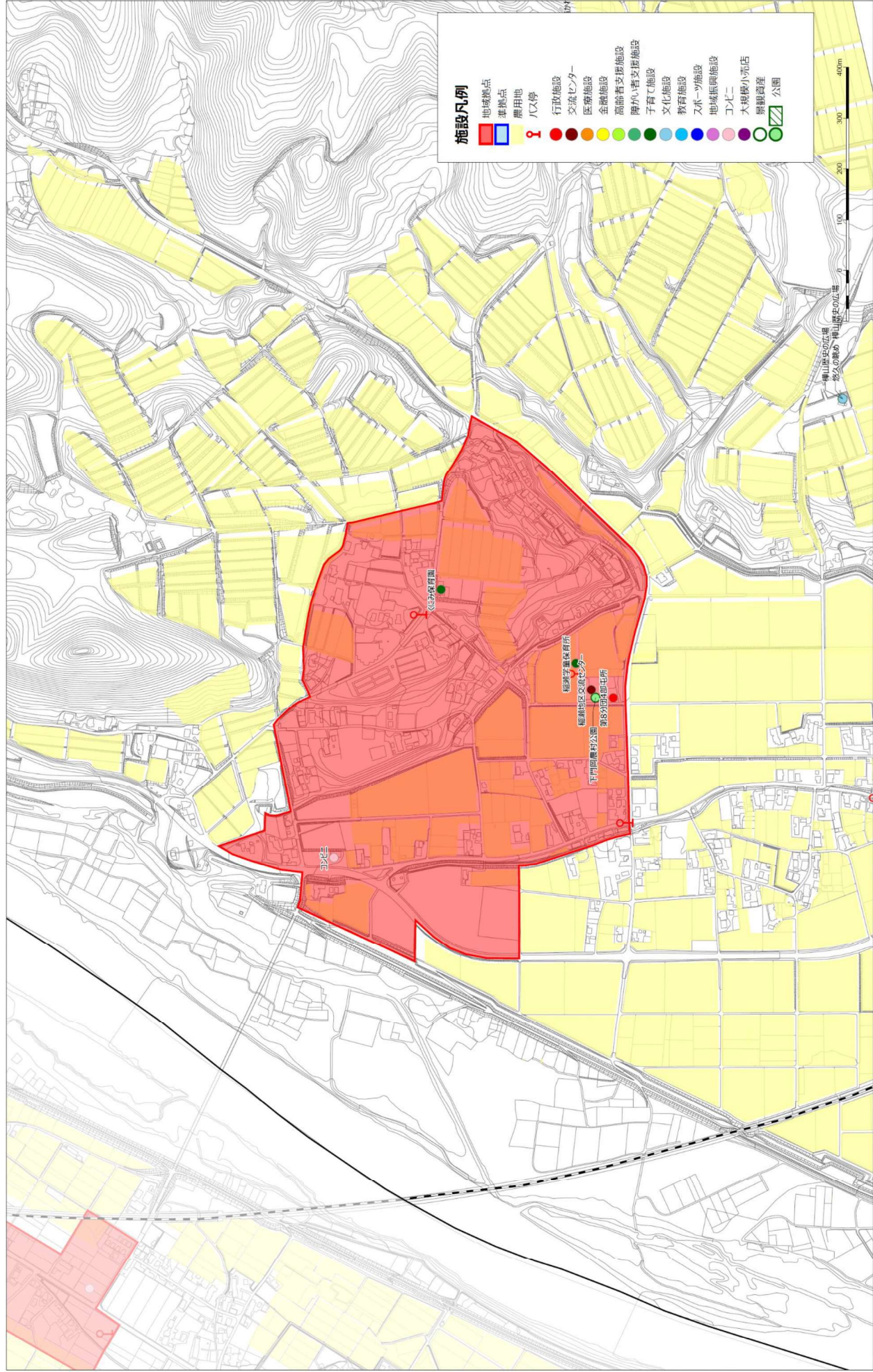
○快適な環境形成の方針

- ・ 空き家となることを防ぐため、住民に対し、空き家が周囲に与える悪影響の周知や相続等に関する知識習得に向けての啓発に努めます。
- ・ 危険な空き家の撤去について、所有者への指導・助言を行うほか、比較的程度が良い空き家の有効活用を促すなど、安全で快適な住環境の保全に努めます。

○地区の方針図（全体図）



○地域拠点拡大図

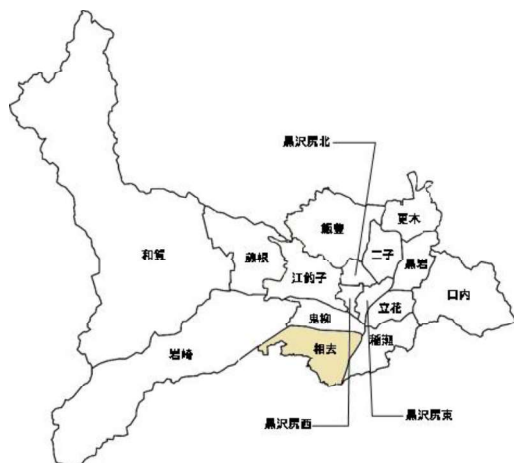


相去地区

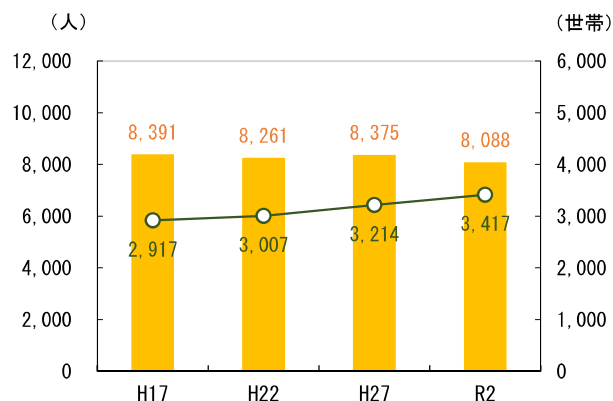
1 1 相去地区

1. 地区の概況

■位置



■人口および世帯数の推移（住民基本台帳）



1. 地域の概況

- ・ 本地域は、北上市の南部に位置する 17 平方キロメートルの地域です。
- ・ 昔ながらの農村地帯が残る旧相去地区と地域の世帯数の半数以上が集中する大堤団地周辺とに大別されます。
- ・ 北上・金ヶ崎 I C 周辺には北上南部工業団地、北上産業業務団地、基盤技術支援センターがあり、北上市の産業活動中核地域となっています。
- ・ 東西方向に連なる国指定の南部領伊達領境塚をはじめ、白鳥の飛来池で有名な新堤や松林に囲まれた緑豊かな北上総合運動公園や、スポーツ施設等があり、恵まれた自然とスポーツ環境が多くの市民の憩いの場となっています。

2. 人口

- ・ 本地域の令和 2 年 3 月末住民基本台帳に基づく人口は 8,088 人であり、北上市の約 8.8% を占めています。平成 27 年 3 月末の人口は 8,375 人で、人口が減少しています。
- ・ 本地域の年代別の人口割合では 15 歳未満 13.6%、15 歳以上 64 歳以下 61.1%、65 歳以上 25.3%となっています。

3. 生活

- ・ 購買・通勤・通院等を行う日常生活の移動先としては黒沢尻地区を挙げる住民が 38.9% で最も多く、次いで相去地区内 23.9% となっています。（市民アンケートより）
- ・ 公共交通機関として地区と中心市街地を結ぶ路線バスが運行されており、住民の生活を支えています。

4. 土地利用

- ・ 地区の面積の半分以上が農地に覆われています。
- ・ 国道 4 号付近に小・中・高等学校や総合運動公園等の都市機能が集積しており、市街地を形成しています。また、広大な南部工業団地には多くの工場が立地しています。
- ・ 交通網は、国道・県道・農免道・市道・東北縦貫道などの主要路線が町内をほぼ並行する形で南北に走り、多くの生活道路が比較的整備されています。また、北上南部工業団地に隣接する場所には東北縦貫自動車道の北上金ヶ崎 I C があります。
- ・ 旧奥州街道沿いにはかつての南部藩と伊達藩の藩境があり、武家町らしい町割りが残っています。

2. 地区の将来像

『自然・歴史・産業・ひとが輝く共育・協働のまち相去』

- 誰もが楽しめる地域文化の構築・推進
- 生活基盤の整備と隣接自治体との連携
- 豊かな自然と文化の継承
- 農業休耕地の有効活用推進
- 人材の活用と掘り起こし（若者、女性の登用）
- 地域住民のコミュニケーションの活性化

3. 地区の重点目標

- ・ 自然環境の保護・保全
- ・ 生活基盤の整備
- ・ 少子高齢化に伴う支援
- ・ 総合的な史跡保護・保全
- ・ 農業休耕地有効活用の推進
- ・ 奥州市江刺・金ヶ崎町との連携
- ・ 誰もが楽しめる地域文化の構築・推進

4. 地区の分野別方針

● 相去地区に関係する分野別方針

【土地利用】

- ・ 住宅地区、工業・流通地区、田園保全地区の土地利用方針に基づいた都市計画の決定・変更を行い、無秩序な開発を抑制していきます。
- ・ 沿道商業地区への特別用途地区の指定により、地区内の土地利用の規制と都市拠点への都市機能の誘導を検討していきます。
- ・ 田園保全地区の自然や農地等を保全するとともに、地域拠点への拠点機能の誘導を図るため、特定用途制限地域の指定を検討します。

【開発行為】

- ・ 開発許可基準条例などの制定による開発行為のコントロール強化により、農地や自然環境の保全を図ります。

【景観】

- ・ 景観法の景観形成基準の見直しによる建物の建築基準強化などにより、既存集落と調和した景観を維持していきます。

■地区内の土地利用方針

地区全体の土地利用方針は、全体構想の土地利用方針に基づいて検討することとし、地区内の詳細の土地利用方針については以下の通りとします。

○住居系土地利用

- ・ 住宅地区では、今あるまちなみとの調和を図りながら住宅を中心とした土地利用の誘導を図ります。
- ・ 周辺の里山景観との調和に配慮した居住環境の形成を図ります。

○商業系土地利用

- ・ 幹線道路沿道の住宅地隣接商業地区では、周辺住民の日常生活に必要な食料品・日用品、サービス機能を提供する商業・業務系土地利用の誘導を推進します。
- ・ 国道4号沿いの沿道商業地区では、これまで通りの土地利用形態を維持します。
- ・ 住環境を守るため周辺の環境を阻害するおそれのある大規模店舗や映画館・劇場、風俗施設等の立地制限を検討します。

○工業系土地利用

- ・ 北上南部工業団地や北上産業業務団地周辺では、引き続き未分譲地への工業系土地利用の誘導を推進します。

○農業・里山系土地利用

- ・ 高齢化や後継者不足に対応した農業従事者の確保、休耕田や耕作放棄地の有効活用による農業の活性化等の農業振興方策に努めます。

■拠点形成の方針

- ・ 拠点形成を促進するため、相去地区交流センター周辺を中心に生活拠点機能や公共交通、教育・文化・交流機能の維持を図ります。
- ・ 地域住民が安心して暮らせるまちづくりの推進を検討します。

■道路・交通の方針

○道路ネットワークの形成

- ・ 主要幹線道路の活用により、広域的な連携や中心市街地との交流促進を図ります。

○道路整備の方針

- ・ 都市計画マスタープランに基づき、都市計画道路の見直しを行います。
- ・ 住民の交通利便性の向上のため、通学路及び生活道路の未整備箇所の解消に努めます。

○公共交通ネットワークの形成

- ・ 既存バス路線について、拠点間を結ぶ公共交通体系の構築に向けて検討していきます。

■都市環境形成の方針

○緑のまちづくり方針

- ・ 大清水水源保安林や白山の森一帯の環境整備による緑豊かな景観づくりを推進します。
- ・ 住民の憩いやふれあいの場を維持するため、北上総合運動公園等の適正な維持管理に努めます。

○都市景観形成の方針

- ・ 地域内にある藩境関連や奥州街道関連の史跡の活用による歴史文化遺産の周知活動を支援します。
- ・ きたかみ景観資産である「枝垂れ桜咲く小堤公園」、「歴史を残す白山の森」、「相去清水の森と湿地帯」、「藩境の屋敷群と桜並木の三十人町」の有効活用に向けた取り組みを支援します。

○防災まちづくりの方針

- ・ 災害発生時における地域の対応力向上を推進するため、災害時に第1次避難所となる相去地区交センター(地震)、北上総合体育館(風水害)の機能維持を図ります。第2次避難所(北上総合体育館(地震)、相去体育館(地震)、北上翔南高校、南小学校、南中学校)は、防災備蓄品の配備を推進します。
- ・ 北上川沿岸の広範囲が洪水浸水危険区域になっていることから、北上川に近接する地域では土地利用の状況を勘案しながら住民の安全に配慮したまちづくりを検討します。
- ・ 土砂災害危険エリアに該当する地域は、土地利用の状況を勘案しながら保全を中心とした安全なまちづくりを検討します。
- ・ 安心して暮らせる地域を実現するため、地域防災力向上の取り組みを支援します。

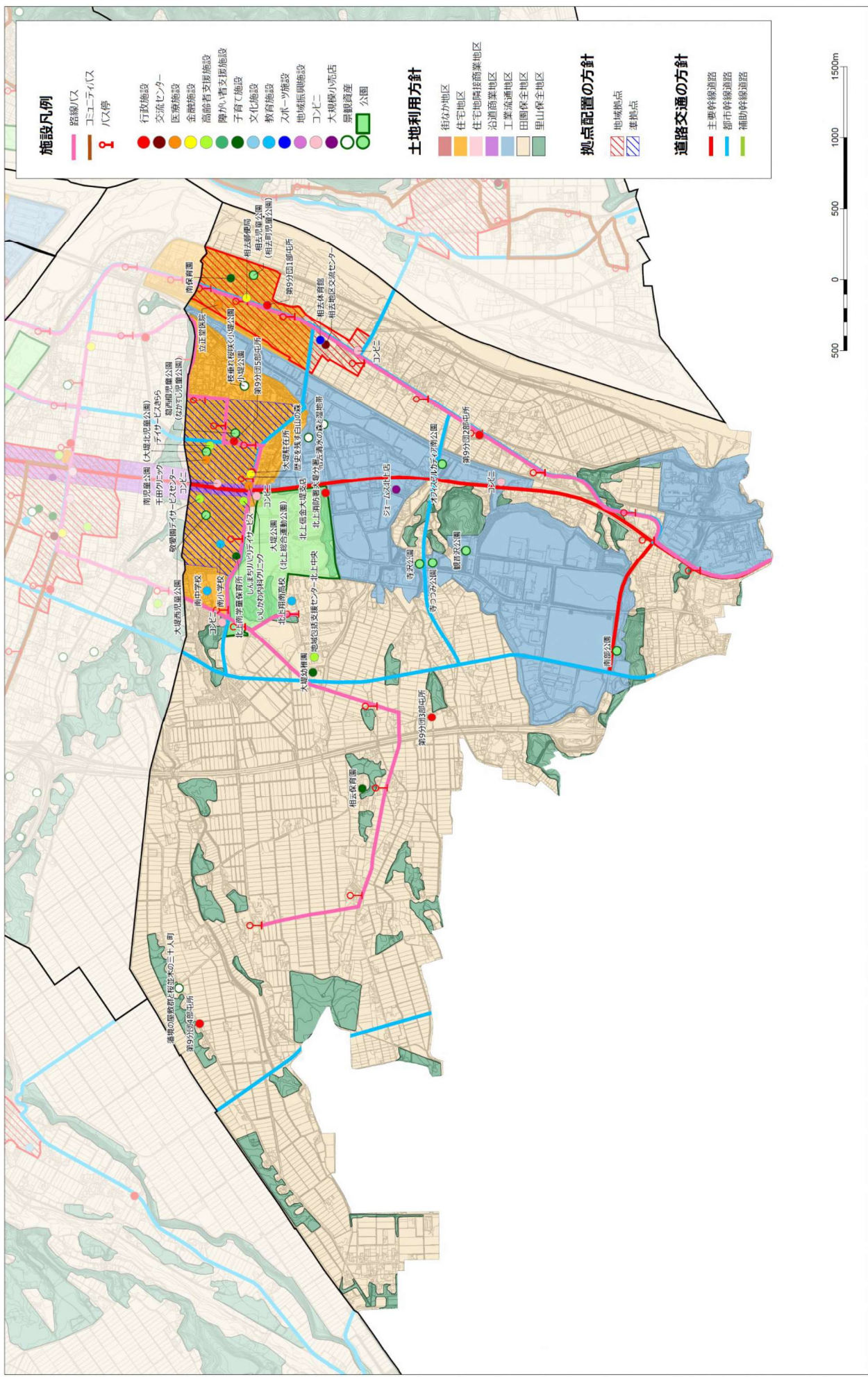
○排水処理施設の整備方針

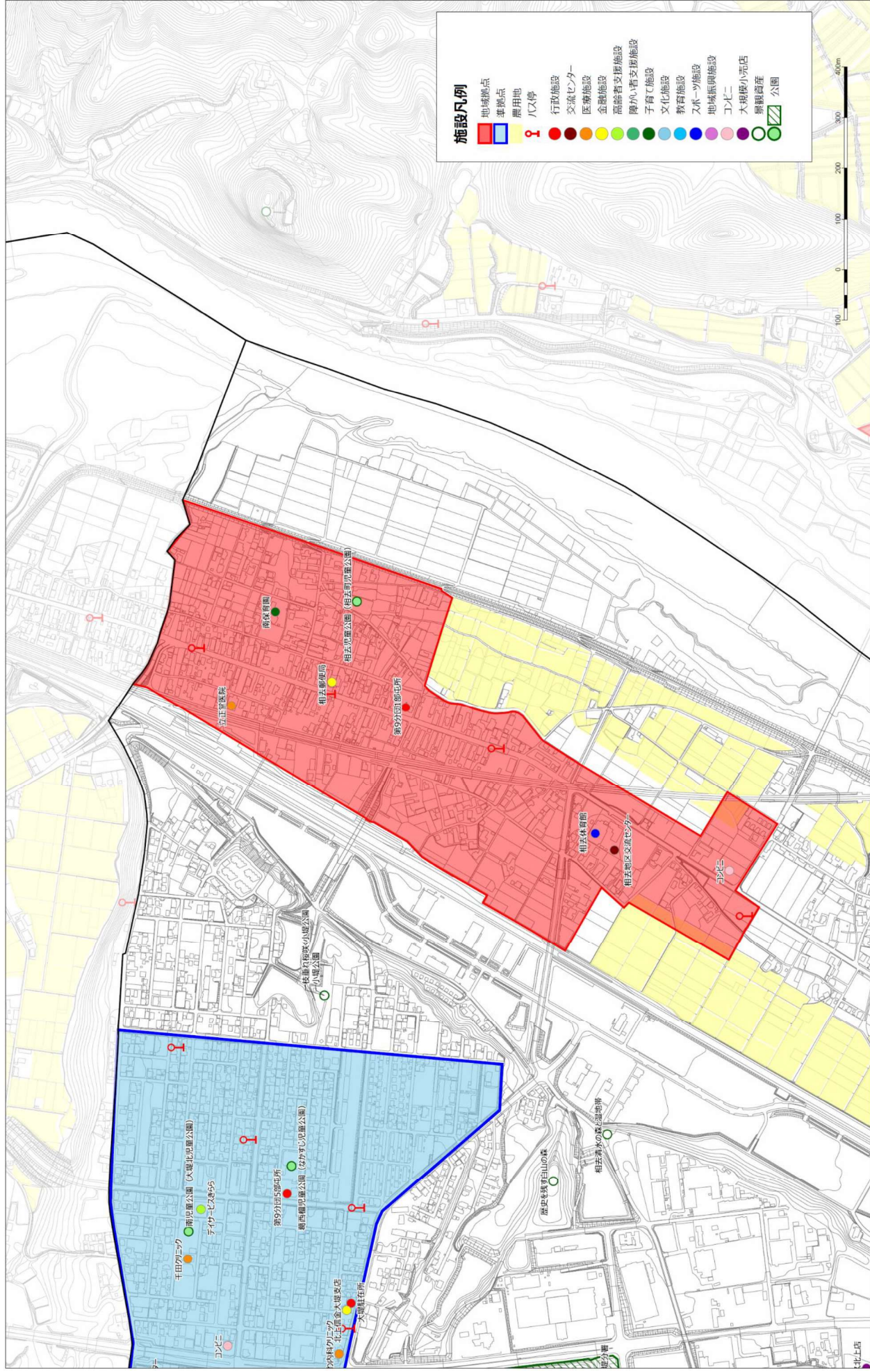
- ・ 公共下水道未整備区域を対象に生活排水処理対策として、合併処理浄化槽を促進していきます。

○快適な環境形成の方針

- ・ 空き家となることを防ぐため、住民に対し、空き家が周囲に与える悪影響の周知や相続等に関する知識習得に向けての啓発に努めます。
- ・ 危険な空き家の撤去について、所有者への指導・助言を行うほか、比較的程度が良い空き家の有効活用を促すなど、安全で快適な住環境の保全に努めます。

○地区の方針図(全体図)





鬼柳地区

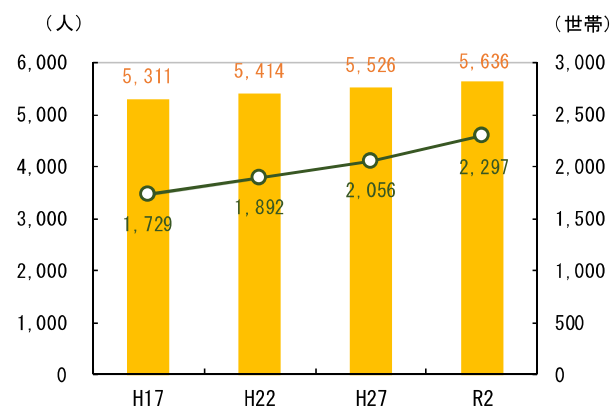
1 2 鬼柳地区

1. 地区の概況

■位置



■人口および世帯数の推移（住民基本台帳）



1. 地域の概況

- ・ 本地域は、北上市中心部の南側に位置する約 10 平方キロメートルの地域です。
- ・ 地区の北部には和賀川が流れ、南部には縄文時代からの鬼柳の歴史を刻むみどりの丘陵地帯が残っています。また、和賀川の扇状地として肥沃な農地を有する中央平地は豊かな農村地帯となっています。
- ・ 地区には国指定の南部領伊達領境塚のほか鬼柳の歴史を物語る「鹿島館」や南部藩時代の貴重な歴史遺産、古くから伝わる伝統芸能等の豊かな歴史的文化的資源があります。また、近年では伝統芸能の伝承活動等が活発に行われています。

2. 人口

- ・ 本地域の令和 2 年 3 月末住民基本台帳に基づく人口は 5,636 人であり、北上市の約 6.1%を占めています。平成 27 年 3 月末の人口は 5,526 人で、人口増加が見られます。
- ・ 本地域の年代別の人口割合では 15 歳未満 14.0%、15 歳以上 64 歳以下 60.4%、65 歳以上 25.6%となっています。
- ・ 中心市街地に近く、工業団地に隣接していることから年々住宅開発が進んでいます。

3. 生活

- ・ 購買・通勤・通院等を行う日常生活の移動先としては黒沢尻地区を挙げる住民が 50.2%と多くっており、次いで江釣子地区や相去地区を挙げる住民が多くいます。（市民アンケートより）
- ・ 公共交通機関として地区と中心市街地を結ぶ路線バス及び地域コミュニティバスが運行されており、住民の生活を支えています。

4. 土地利用

- ・ 鬼柳小学校や鬼柳地区交流センター周辺に都市機能の集積がみられます。
- ・ 和賀川右岸南側に広がる平坦地に水田と住宅地が混在しています。
- ・ 国道 4 号沿道は地区内外の住民の生活を支える沿道型の商業施設や医療・福祉施設の立地がみられます。

2. 地区の将来像

『誰もが安心して、健やかにいきいきと暮らせるまち』

『世代を超え、地域を超え交流のあるまち』

- 当地域は大きな自然災害や犯罪、事故、危険個所が少なく、西に奥羽山脈、北に和賀川が流れ、田園風景の中に住宅地が点在する自然豊かな土地柄である。また鬼剣舞をはじめとする郷土芸能活動が盛んで、若い世代への伝統文化の伝承に積極的である。生活環境や自然・文化に恵まれていることを意識し、理解し、次世代に引き継いでいきたい。

3. 地区の重点目標

- ・ 安全で安心を支える生活環境基盤の整備
- ・ 安全で安心を支えるシステムの整備
- ・ 誰もが安心して、健康に暮らし、いきいきと活動できる環境の整備
- ・ 世代間・地域間のコミュニケーションが図られ、地域の輪が広がるまちづくり

4. 地区の分野別方針

● 鬼柳地区に関する分野別方針

【土地利用】

- ・ 住宅地区、沿道商業地区、田園保全地区の土地利用方針に基づいた都市計画の決定・変更を行い、無秩序な開発を抑制していきます。
- ・ 沿道商業地区への特別用途地区の指定により、地区内の土地利用の規制と都市拠点への都市機能の誘導を検討していきます。
- ・ 田園保全地区の自然や農地等を保全するとともに、地域拠点への拠点機能の誘導を図るため、特定用途制限地域の指定を検討します。

【開発行為】

- ・ 開発許可基準条例などの制定による開発行為のコントロール強化により、農地や自然環境の保全を図ります。

【景観】

- ・ 景観法の景観形成基準の見直しによる建物の建築基準強化などにより、既存集落と調和した景観を維持していきます。

■地区内の土地利用方針

地区全体の土地利用方針は、全体構想の土地利用方針に基づいて検討することとし、地区内の詳細の土地利用方針については以下の通りとします。

○住居系土地利用

- ・ 住宅地区では、今あるまちなみとの調和を図る土地利用の誘導を図ります。
- ・ 周辺の里山景観との調和に配慮した居住環境の形成を図ります。

○商業系土地利用

- ・ 地域拠点では、医療・防災機能、日常生活用品店等の生活機能、住民の交流機能のある施設を拠点内へ誘導できる土地利用を推進します。
- ・ 国道4号沿いの沿道商業地区では、これまで通りの土地利用形態を維持します。
- ・ 住環境を守るため、周辺の環境を阻害するおそれのある大規模店舗や映画館・劇場、風俗施設等の立地制限を検討します。

○農業・里山系土地利用

- ・ 地域全域において、農地の保全、農村環境整備及び田園景観の保全を組織的に実施しており、今後もこの活動を支援します。

■拠点形成の方針

- ・ 拠点形成を促進するため、鬼柳小学校や鬼柳地区交流センター周辺を中心に地域拠点機能を活かす公共交通、教育・文化・交流機能の維持を図ります。
- ・ 交流の場の創出に向けた支援を検討します。
- ・ 定住者確保のため、拠点を中心に空き家の活用を図ります。

■道路・交通の方針

○道路ネットワークの形成

- ・ 主要幹線道路(国道4号)や都市幹線道路(県道北上和賀線、県道相去飯豊線)の活用により、広域的な連携や中心市街地との交流促進を図ります。

○道路整備の方針

- ・ 幹線道路や生活道路の改良舗装や拡幅改良、側溝の整備等により安全で快適な道路基盤の確保を検討します。

○公共交通ネットワークの形成

- ・ 公共交通については、拠点間を結ぶコミュニティバスや既存バスによる公共交通体系の構築に向けて検討していきます。

■都市環境形成の方針

○緑のまちづくり方針

- ・ 市民の憩いやふれあいの場を維持するため、公園の適正な維持管理を図ります。
- ・ みどりの丘陵地帯や和賀川周辺緑地の環境保全に努めます。

○都市景観形成の方針

- ・ 地域の自然資源を生かした景観保全を図るため、丘陵地帯や和賀川周辺緑地の積極的な保全に努めます。
- ・ 住民が世代間交流を行ういい場として和賀氏ゆかりの館や鬼柳氏の鹿島館の環境整備を支援します。
- ・ 地域内の文化資源の活用を図るため、国指定文化財である南部領と伊達領の藩境塚や南部藩時代の関所・街並等の旧跡地の整備、町内の史跡への案内板・標柱の設置を支援します。
- ・ 住民の健康増進及び地域の歴史学習の場として、地域内の史跡を活かしたウォーキングコースの整備を支援します。
- ・ きたかみ景観資産である「鹿島神社神宮殿」、「最後の33番打ち納め札所 本宮寺」、「もののふの神 白鳥神社」、「白狐伝説 下川原稻荷神社」、「六軒 湧水さかさ水」、「五穀の神 見渡神社」、「曹洞宗最古刹の伝法山正覚寺」、「イチヨウ古木のある憩いの地 鬼柳八幡神社」、「やすらぎの広場 鬼柳白鬚神社」の有効活用に向けた取り組みを支援します。

○防災まちづくりの方針

- ・ 災害発生時における地域の対応力向上を推進するため、災害時に第 1 次避難所となる鬼柳地区交流センターの機能維持を図ります。第 2 次避難所（鬼柳小学校(地震)、南小学校、南中学校）は、防災備蓄品の配備を推進します。
- ・ 和賀川と北上川と合流地点周辺は洪水浸水危険区域になっているため、土地利用の状況を勘案しながら住民の安全に配慮したまちづくりを検討します。
- ・ 水害に備えた防災体制を構築するため、地区内の農用地の冠水や住宅地浸水被害を防止する施設の早期完成を目指すとともに、県と協議しながら和賀川堤防の点検等の情報公開の促進を図ります。

○排水処理施設の整備方針

- ・ 下水道事業認可区域の整備を進めます。公共下水道、農業集落排水区域外の地域については合併処理浄化槽の設置に対して補助を行っていきます。

○快適な環境形成の方針

- ・ 空き家となることを防ぐため、住民に対し、空き家が周囲に与える悪影響の周知や相続等に関する知識習得に向けての啓発に努めます。
- ・ 危険な空き家の撤去について、所有者への指導・助言を行うほか、比較的程度が良い空き家の有効活用を促すなど、安全で快適な住環境の保全に努めます。

